

相続登記必要書類及び費用について

第1 必要書類について

下記書類をご用意ください。ご用意できましたら、ご連絡ください。遺産分割協議書を作成します。なお、1～4は役場の住民課、5は役場の税務課で取得することになります。また、3の印鑑証明書以外は、委任状へ署名押印していただければ、事務所で取得が可能です。

第2 費用について

下記書類をお客様に集めていただく場合、司法書士報酬約6～10万円（一人へ名義を変える場合、名義を変える人が一人増えるごとに4～6万円加算）及び登録免許税として固定資産税評価額の0.4%がかかります。また、下記書類をこちらで取得する場合は、1通あたり手数料として1,000円及び実費をいただきます。

記

- 1 死亡された方の出生から死亡するまでの戸籍謄本全部
- 2 死亡された方の戸籍の附票又は住民票除票ふひょう（本籍記載有）
- 3 相続人全員の戸籍抄本、印鑑証明書、免許証等写し
- 4 財産を相続する人の住民票抄本（本籍記載有）
- 5 不動産全部の名寄帳なよせちょう、評価証明書又は評価通知書のいずれか

以上